

## 平成 27 年度山形県環境審議会第 5 回自然環境部会 議事録

1 日 時 平成 28 年 3 月 8 日 (火) 午後 1 時半～午後 3 時

2 場 所 あこや会館 1 階ホール会議室

3 出席者等 (敬称略)

### (1) 出席委員及び特別委員

(委 員) 幸丸政明 (部会長)、阿部武志、江成はるか、加藤丈晴、林田光祐、皆川 治、  
早野由美恵、山崎多代里、横山 潤、渡辺理絵  
(佐藤景一郎、野堀嘉裕、三浦秀一)

(特別委員) 東北農政局農村振興部長 米田博次 (代理：農村環境課課長補佐 三浦安正)  
東北森林管理局長 瀬戸宣久 (代理：山形森林管理署次長 浅利一成)  
東北地方整備局長 川瀧弘之 (代理：企画部環境調整官 奥山英治)、東北  
地方環境事務所長 坂川 勉 (代理：野生生物課長 伊藤勇三)  
(東北経済産業局長 守本憲弘)

※ ( ) 委員は欠席

(2) 事務局	環境エネルギー部みどり自然課長	高橋 正美
	課長補佐 (自然環境担当)	齋藤 真朗
	自然環境主査	倉本 幸輝
	主 事	櫻井 誠司

### 4 議 事

#### (1) 開 会

#### (2) 挨拶

高橋みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

#### (3) 部会の成立

委員総数 18 名のうち 14 名が出席

#### (4) 議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に早野委員と山崎委員が指名された。

#### (5) 審議事項 山形県イノシシ管理計画 (案) について

##### 【資料】

- ①山形県イノシシ管理計画 (案)
- ②イノシシ管理計画案に対する意見と修正の考え方について
- ③イノシシ管理計画案に対する市町村からの意見と対応について
- ④平成 28 年度山形県環境審議会 (自然環境部会) 審議事項 (案) について

幸丸部会長： 事務局から資料の説明をお願いします。

事 務 局： 事前配布資料により説明。

幸丸部会長： 御質問、御意見をお願いします。

江 成 委 員： 質問が一件と意見が一件ある。

一点目は、計画 (案) 7 ページ (1) イ、13 ページ (2) アに共通することであるが、「市町村、総合支庁、農業協同組合の農業振興・普及・営農指導等の担

当職員は、」という記述には、県の農業技術普及課の職員は含まれているという理解でよいか。そうであれば、15 ページの図に農業技術普及課を入れるべきではないか。

二点目は、放射能に関することである。13 ページ（3）捕獲個体の処分等について、「食品衛生に関する情報」に放射能に関する情報が含まれるという説明であるが、福島県を含む近隣県のイノシシ管理計画をみると、放射能に関する項目が特別に設けられており、このことが重要視されていると考える。そのため、資料「計画案に対する意見と修正の考え方」にあるように、「放射性物質濃度や感染症など、野生鳥獣肉の食品衛生に関する情報等」と具体的に書くべきである。

事務局：一点目について、県庁で農業普及を所管する農業技術環境課から総合支庁農業技術普及課の職員を含むものと確認している。15 ページの図には、総合支庁の役割として「防除技術等の普及啓発、対策指導」と記載し、農林水産部の関係課として農業技術環境課を位置づけている。

二点目の放射能について、宮城県、福島県等は、出荷制限の対象とされているため、出荷制限に基づく処分方法を管理計画に記載しているわけだが、山形県では出荷の実態がなく出荷制限がかけられていないことから、検査を行うにしても自主的な取り組みとして考えていく必要がある。このため、実施にあたっては、関係者の協力について調整を図ることが前提となることから、このような記載としている。

江成委員：出荷しないから放射能に関する項目がないことは分かるが、放射性物質に関する記述が全くないのはあまりにも不自然であるので記載した方がよい。

幸丸部会長：具体的に記載すると、その後の状況変化にどう対応するかを含めて考えておかななくてはならない。放射能に関する記述は、事務局と調整させていただきたい。

皆川委員：二点質問させてほしい。一点目は、資料の中で上山市からの意見②に「県の実施計画策定に伴い、(市町村実施計画とは無関係に)捕獲許可期間を1年に延ばす。」と記載されており、これに対する県の回答として「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画は、法律上、許可条件を定める効力を持ち得ないこと」とあるが、これはどのような意味なのか。

二点目は、鶴岡市からの意見に捕獲技術講習会に関する記述があり、これに対し、講習会に関する予算が当初予算に盛り込まれている、ということであるが、捕獲を実際に実行していく市町村に対し、これを分かりやすく示す必要があると思う。15 ページの図に入れるのがよいか、資料編に入れるか工夫していただきたい。

事務局：一点目の回答になるが、昨年法律の改正により、県がニホンジカとイノシシの捕獲を行うことができるようになった。その指定管理鳥獣捕獲等事業について計画(案)9ページのイに記載しているところであるが、事業を実施する場合は、県が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(以下「県実施計画」)を作成し、実施することになるが、この場合、県は許可なく捕獲できる制度となっている。

上山市からの意見では、県実施計画を定めることで、現在、鳥獣保護管理法に基づき定める鳥獣保護管理事業計画で90日と規定されている捕獲許可期間に関

ならず、県内の市町村の捕獲許可期間を1年間に延長することにするよう求めている。しかし、捕獲許可期間の延長については、法制度上、市町村実施計画に1年間の個体数調整による捕獲数を定め、これを根拠に1年間の捕獲許可を行うことになっている。また、県実施計画については、県が捕獲事業を行うための計画であるため、市町村の計画に対する効力を持つものではない。こうしたことが回答の意味するところである。

また、二点目の捕獲技術講習会については、15ページの図には記載していないが、指定管理鳥獣捕獲等事業の一環としてみどり自然課が実施することを予定している。また、防除技術の研修会については、園芸農業推進課が人材育成として実施する予定である。

幸丸部会長： 今の説明でよいか。

皆川委員： 市町村（鶴岡市）の意見から見て分かるように、市町村は県を頼りにしているので、予算の状況について、この計画で示すか、又は事業を行う時になるかもしれないが、市町村に対して情報提供をして頂きたい。

幸丸部会長： この他質問等はあるか。

阿部委員： イノシシの捕獲技術のことであるが、我々猟友会としては、捕獲の知識がないまま、ここ3年ほどで急に増えたために捕獲にあたっている状況にある。

箱わなで獲るときに一番大事なのは、えさであり、くくりわなであれば設置場所になる。そういう部分が分からないので、専門家から講習を受けることでもっと効率よく捕獲できるようになるのではないかと思う。ぜひ講習会をお願いしたい。

事務局： 認定事業者等の育成については、西日本から専門家を招き、猟友会等実際に捕獲に携わる方々を対象として、技術講習という観点から県猟友会に委託して実施する予定である。

林田委員： 7ページ（1）イの前回指摘した部分は、具体的に担当する者が明記されて良くなったと思う。ただ、市町村からの意見をみると、自分たちがこの対策を担っていくという責任というか自覚が、市町村によって随分差があるように感じる。

今回、このように市町村の担当職員も防除対策の普及にあたるような記載としたことについて、市町村に確認しているのか。

事務局： 市町村への説明は何度か実施している。第二種特定鳥獣管理連絡協議会を各地域で開催して意見を聞いている。現段階の計画（案）ではないが、骨子段階のもので説明し、その中で、侵入防止柵の設置は効果があるので普及を進め、柵の管理をしっかり行うということや、狩猟や県による個体数調整と合わせて市町村の個体数調整も実施していくことを説明している。その後、前回本部会に提示した計画（案）を示して意見照会をしている。地域を回った際やその後の機会を含め何度か説明はしているが、上山市については、従来からこのような意見である。その他の市町村については、概ね問題ないという意見であった。なお、市町村の担当者が異動することもあるので、第二種特定鳥獣管理連絡協議会等の場で繰り返し説明していきたいと考えている。

幸丸部会長： それでよろしいか。

林田委員： わかった。このように具体的に担当者を書いた方が、市町村の体制づくりを進めるとしても良いと思う。

ただ、全体をみると、今回の計画における対策は、防除技術と捕獲の両方を両輪として連携し進めていかなければならないと思うが、15ページの管理の推進体制図では、そのことが分かりにくくなっている。この図で目に付くのは、「捕獲許可」という文字である。捕獲については道筋が立っているということは分かるが、防除技術の方は、誰が中心となってどのように進めていくのか分からない。総合支庁から市町村に向けて「助言」「支援」「要請」を行うものと書いてあり、おそらくこれが防除に関連するところだと思うが、それが具体的に分からない。専門家からの意見でも防除がとても重要で被害を出さないことが大切であるとされている。防除の後に捕獲に取り組むことになると思うので、ぜひ、防除についての推進体制をこの図の中に明示してほしい。農林水産部とみどり自然課の関係においてそこが不明確になっていると思う。

事務局： 図について再度調整していく。

幸丸部会長： この他質問等はあるか。

渡辺委員： 15ページの図では、「農林業者、地域住民等」への情報のフィードバックより上の部分（県や市町村、団体等）に重きがおいてあるように受け止められる。防除や被害の抑止が重要ということであれば、その対策の主体者は「農林業者、地域住民等」ということになるが、この部分が不明確である。この部分の主体者は、農業集落のフィールドワーカーとしての立場から見て不明確である。被害者は農業集落であり、農業者は集落住民と同一であるという前提のもとで書かれている。しかし、鶴岡市の例を見ても必ずしもそうではなく、農業生産法人が地域の農業の担い手として複数の地域をまたいで耕作を行う状況が少なくない。そうすると、集落点検をする場合に誰がこれを担うのか。農地の所有者かそれとも担い手なのか。担い手はいくつもの地域をまたいでいる状況。例えば水の管理一つにしても、地権者と借り手の間の協議によって誰が担うのか違ってくる。計画（案）にある集落点検や被害対策、被害状況の報告などは、そういった場合を考えると誰が担うのか不明確と言える。今回の計画（案）では、農業集落イコール地域集落という枠組みがまだ明確であった頃の認識で書かれているような気がする。計画期間の5年間で、例えば農業生産法人が急増するようなことは想定しにくいですが、将来的には、誰がその被害対策を行うのか、市町村や県の担当者、農協の営農担当などに具体的な指示ができるようにする必要がでてくると思う。この15ページの下「農林業者、地域住民等」のところでは主体者の明確化が必要になってくる。

幸丸部会長： 今の意見について事務局から何かあるか。

事務局： 防除対策は、その農地がある地域の住民がみんなで取り組むことになるので、個人の方もいれば、農業生産法人がたくさん抱える耕作地の一つとしてその場所に関わることになる。違う地域でイノシシの被害が出てくれば、その農業生産法人は二つ三つと対策をすることになる。本計画は、防除は生産者が自ら行うことを基本としつつ、市町村がそこに財政的な支援などを行っていくような、農林水産省の鳥獣被害防止対策の仕組みを前提とした取組みをベースに作っている。

幸丸部会長： 今の意見についてはどうか。

渡辺委員： 農業生産法人といえば、構成員数が多い、企業的なイメージを持たれがちであるが、実際にはいわゆる家族組織のようなものもあり、その家族が複数の農地を管理している場合もある。このような場合、地域ごとに防除対策の要請があれば、かなりの負担になると推測される。しかし、現在は、庄内にあまりイノシシの被害が及んでいないので、このような意見の優先度は下がると思うが、このまま行くといつか無理が出てくるのではないかと予想する。全ての農地の管理者に同じ形で負担を求めていくよりは、個別対応の方が重要になってくると思うので、その地域を知っている営農指導員がその地域に合わせた形で助言・解決していくことが望ましいと考える。

事務局： 農林水産部で鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して年数回研修を行っているが、そこには市町村、総合支庁の農政や普及の担当者、農協の営農指導員が参加しており、今後この受講者が地域で指導にあたることを想定している。

なお、御意見を参考に進めていく。

幸丸部会長： 計画を進めていくと、いろいろと問題点が出てくると思う。最近では、順応的管理という言葉もある。まずはやってみる、そして問題があれば、次の改定の時に修正していくということで対応していくことになるのではないかと。

この他質問等はあるか

早野委員： イノシシは移動するものであるが、市町村の連携についてはどのようになっているか。15ページの図ではよくわからない。

事務局： 15ページの図には、第二種特定鳥獣管理連絡協議会として地域毎に議論する場があるので、その中で情報交換をしながら進めていくことになる。具体的な取組みは、市町村ごとに個別に協議を進めて行われるものと考えている。

幸丸部会長： この他質問等はあるか

山崎委員： 15ページの図で環境科学研究センターの役割とは何か。

事務局： 現在、直接イノシシに関する調査を実施してはいないが、イノシシの生息に間接的に関わるような自然環境の変化についてモニタリングを行なっていることから記載している。

幸丸部会長： 現在は明確な役割ではないが、もう少し計画が進み、課題が出てくれば、専門的役割を担ってもらおうということは考えられる。この他質問等はあるか

江成委員： 7ページの農作物被害対策には家庭菜園の被害対策も含まれるのか。今年度、農林水産部が取り組む鳥獣被害対策事業のモデル地区である天童市若松地区には、生産農家は少なく、ほとんどが家庭菜園であるが、その家庭菜園に対する指導はどこが担うのか。農林水産部では生産農家を指導の対象としていると言っていた。

事務局： 家庭菜園を念頭に置かないで農林水産部と議論してきた。計画における役割分担からすると、みどり自然課は主に捕獲の進め方を担当し、防除対策は農林水産部で担うものとして計画の作成を進めてきた。農林水産部が基本とする指導の対象は、生産農家であるだろうと思う。

江成委員： 今後被害が大きくなってくると、おそらく指導が必要になるのは生産農家より

も家庭菜園になると思う。ここは農林水産部と連携してやるべきで、無視できないと思う。

事務局： 少し先の課題として農林水産部と意見交換し、検討していく。

幸丸部会長： この他質問等はあるか

加藤委員： 10 ページの具体的な目標の記述において、「市町村数」「被害面積」「被害量」とあるが、被害金額を目標に設定にすることについて検討は行ったのか。

なお、先ほどから話題となっている管理体制の図について、千葉県の計画では目標別にフローを分けているので参考になると思う。

事務局： 経済的なインパクトとしては被害金額の方が大きいですが、単価の高い作物が被害を受ければ金額が大きくなり、安い作物では被害金額が少なくなる。この計画では、動物が農作物に依存した結果としての被害に着目して管理を行うという観点から、金額ではなく、被害面積、被害量を指標としている。

なお、千葉県の計画は参考としたい。

加藤委員： 5 ページの表をみると、被害量、面積もさることながら、被害金額の伸び率も急激なので、グラフ化などを行うと見た目に分かりやすく、それぞれが対策を打ちやすくなるのではないかと。税金を投入するという観点からも、これだけ金額が減ったということになれば、理解を得やすいのではないかと。

事務局： この計画により5年間、毎年度評価を行っていくことになる。評価という面では、被害面積、被害量だけでなく被害金額も対象にしていきたい。

幸丸部会長： 被害金額ではなく、被害量、被害面積に基づいた目標にするのであれば、注釈を加えた方が良いのかもしれない。ここは、事務局と検討し調整していく。

幸丸部会長： この他意見等なければ、今回出された意見等を踏まえて事務局と調整したうえで、答申をさせていただきたいと思うが、それで進めてよろしいか。

(特に異議なし)